

日本画像利用アンケート調査の結果報告

吉村玲子（IUP 共同委員長、スミソニアン研究所
フリーア美術館／サックラー美術館主任司書）
坂口英子（メリーランド大学図書館東アジア図書室・
プランゲ文庫室長）

1 はじめに

IUP タスクフォースは、海外日本研究者の画像利用の現状を把握するため、インターネットを通じてアンケート調査を実施した。アンケート調査の内容は、画像利用者のプロフィール、画像の利用法と必要性、画像の使用許可申請とその過程で生じた諸問題の4点である。調査期間は2007年11月から2008年1月末までで、NCCのウェブサイト上にアンケート調査のページを開設した。そして主に北米、オーストラリア、ヨーロッパの日本研究者、図書館員を対象とした複数の英語メーリングリストで、アンケート調査への協力を呼びかけた。

その結果、最終的に120名の日本研究者、図書館員等からの回答を得ることができた。回答者120名中、8割が教授、教員、大学院生等の高等教育機関関係者で、残りが図書館・美術館関係者である。以下、実施したアンケート調査の結果を報告する。

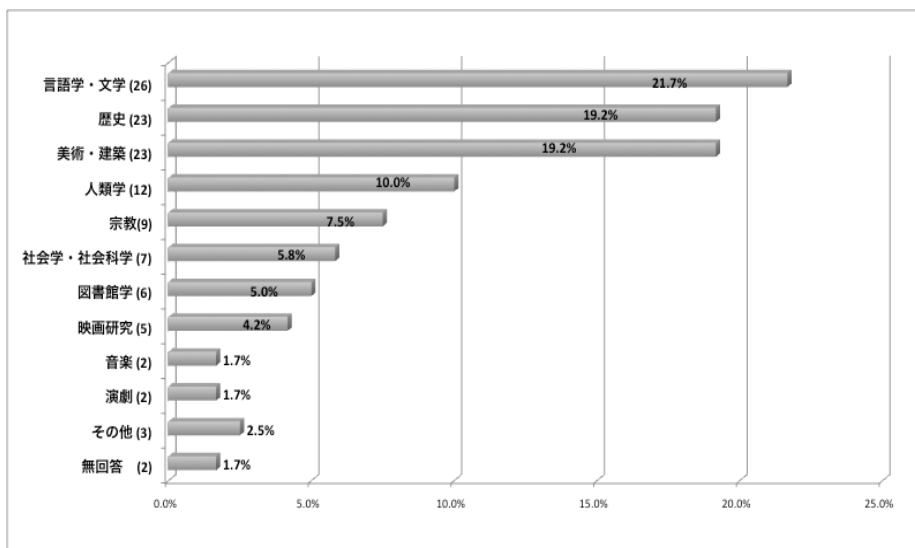
2 画像利用者のプロフィール

専門研究分野

回答者の専門分野は言語学・文学が26名（21%）、歴史23名

(19%)、美術・建築 23 名 (19%) で、この 3 分野で回答者全体の 6 割を占めている。続いて、文化人類学 12 名、宗教 9 名、社会学・社会科学 7 名、図書館学 6 名の内訳であった。また、それぞれの数は少ないが、映画、音楽、演劇等の映画・舞台芸術専門の研究者が 9 名を占めている。

回答者の専門研究分野



活動の拠点と言語

回答者中、97 名 (80%) が北米を活動の拠点とし、日本が活動の拠点の回答者とヨーロッパ・オーストラリアなど北米・日本以外で活動する回答者がそれぞれ 10 名ずつであった。言語に関しては 90 名 (75%) が英語を母国語とし、15 名は日本語が母国語と回答した。残りの回答者は中国語 (2 名)、ドイツ語 (2 名) を含めその他のヨーロッパ言語を母国語としている。また 120 名中 90 名が仕事で日本語を使うと答え、使わないと答えたのは 14 名であった。

3 画像の利用法と必要性

画像の利用頻度

回答を寄せた 120 名中、62 名 (52%) が画像を定期的に使っていると答えた。その他、頻繁な利用 (35 名)、将来の利用の可能性等を加えると 115 名 (96%) が日本の画像を必要としている。

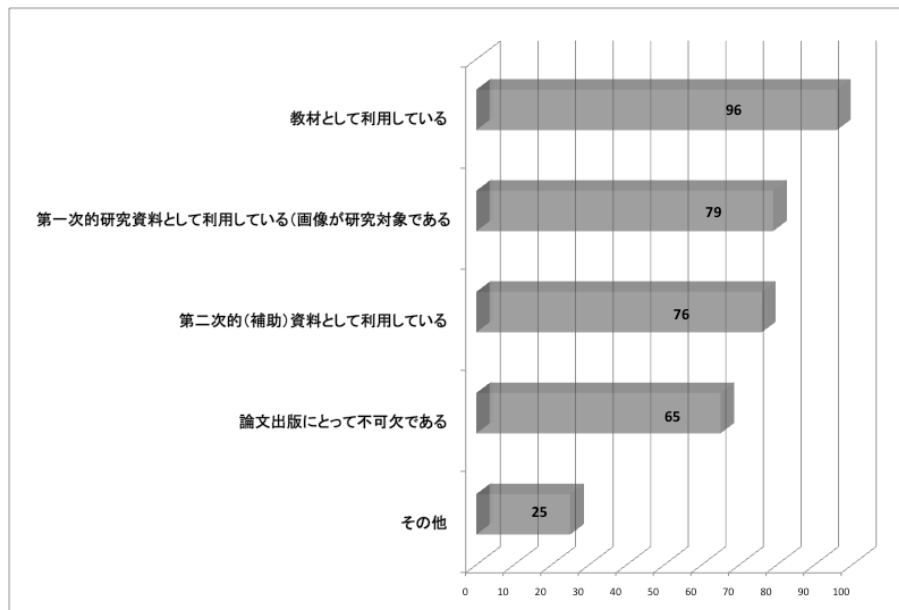
画像の利用方法

「画像をどのように利用、又は利用する予定か」(複数回答可)の質問に対する回答は次の通りである。

- 1 教材として利用する。(96名)
- 2 一次的研究資料として利用する(画像が研究対象)。(79名)
- 3 二次的(補助)資料として出版に利用する。(76名)
- 4 論文出版にとって不可欠である。(65名)
- 5 その他の利用法にはウェブサイト作成、展示物への利用、オンライン出版、ポスター、研究発表などがある。

さらに画像利用法を専門分野別でみると、美術・建築研究者が画像を最も必要としており、23名の研究者中、一次資料として20名、二次資料として15名、論文に18名、教材に19名が必要としている。また回答者の絶対数は少ないが、宗教学、映画研究者も画像を頻繁に利用している。その他に宗教学で全員が、歴史学、美術・建築、人類学、社会学、映画研究でも大多数が教材として利用していると答えている。

画像の利用方法



(注) 研究分野の質問が記述式のため、分野の回答が多岐にわたった。そのため集計の便宜上、分野を 10 分野とその他にまとめた。例えば言語・文学には比較文学、日本文学、日本語研究、日本語教授法が含まれ、美術、日本美術、東洋美術、現代美術などの回答は美術・建築とした。社会学・社会科学は国際研究、女性学、政治学、法律等と多方面にわたる。

画像資料の内容

次に「研究・出版のため、または教材としてどんな画像資料を利用しているか」（複数回答可）の問いに対して、全回答数 903 件のうち、最も多かったのが美術作品（152 件）であった。続いて報道画像（138 件）、映画・ビデオ（108 件）、地図（99 件）、未刊の手稿・原稿（82 件）、広告・ポスター（63 件）、まんが（46 件）の順に画像資料の利用があげられた。

利用を研究分野別に見ると、言語学・文学、歴史、美術・建築研究者はすべての資料を平均的に活用しているが、人類学、社会学、図書館学では写真、フィルム・ビデオを含む報道画像と映画・ビデオの利用が多く、宗教学では地図、美術作品、手稿・原稿が多く利用されている。

画像の出所と画像媒体

画像の出所に関しては全回答数 903 件のうち、データベースを含むオンラインの資料からが 135 件、本や雑誌からが 80 件であった。印刷物以外の資料媒体に注目すると、映画・ビデオ画像（静止画像、動画を含む）の利用が 108 件、前述のとおりオンライン資料からのデジタル画像が 135 件に上った。つまり全回答 903 件のうち、243 件（27%）は印刷物以外の媒体による画像を利用している。

画像使用の許可申請とその費用

画像許可申請をしたことがある研究者は 120 人中 76 人であった。分野別には美術・建築、人類学研究者の 70%以上が画像利用許可申請をしたことがあると答えている。

「画像を出版に利用した場合にかかった追加費用は誰が払ったか」の質問には、自分で払った 50 名、所属機関 34 名、助成金 12 名、その他 7 名であった。「画像利用許可申請の際、仲介人を使ったか」の記述式問いには、76 名が「使った」と答えている。同じく記述式の「仲介人を使った場合のプロセス」には、次のような回答が寄せられた。

- ・友人や紹介された知人を通して権利所有者にコンタクトした。
- ・日本語申請書も料金の支払いも仲介人に依頼した。
- ・日本語と英語両方の申請書、使いたい画像をデジタル・フォームにしたもの、企画している出版物の詳細等を提出した。
- ・日本人を雇って出版社に電話してもらい、口答で出版許可を貰った。

- ・ コマーシャル・データベースを使った。料金は高かった。
- ・ ArtSTOR や DNP Archives のような画像提供代行業者のサービスを使った。
- ・ 北米の出版社の編集者が画像出版許可を取ってくれた。
- ・ 美術館や公文書館の規定書類に必要な情報を書き込み提出した。

4 使用許可申請上の問題点

主な問題点

「画像利用許可申請の手続きに際してどんな問題があったか」(複数回答可)の問いに対する回答は次の通りである。

- 1 画像権利所有者の連絡先がわからない。(75名)
- 2 画像利用許可の申請から取得までプロセスに時間がかかる。(62名)
- 3 北米の研究出版および画像利用事情を日本の画像権利所有者に説明することが難しい。(58名)
- 4 日本の画像処理プロセスを北米の出版社が理解しない。(56名)
- 5 効果的な日本語の画像利用申請書を準備できない。(49名)
- 6 日米間の学術出版への理解の違いから北米の出版社が満足する書類を準備できない。(49名)
- 7 適切な相場料金がわからない。(42名)
(注：本アンケートでは許諾申請先の権利所有者が著作権者か所有権者かが明確でなかった。)

分野別には、美術・建築、言語・文学、人類学研究者の多くが「画像権利所有者の連絡先がわからない」と「手続きに時間がかかる」点を指摘している。さらに半数近くの回答者が「画像利用事情を日本の画像権利所有者に説明困難」「効果的な画像利用申請書を利用できない」と答えている。

その他の問題点としては、以下の意見が上げられた。

- ・画像権利所有者の連絡先がわからない。
- ・誰に許可申請書を提出していいのかわからない。
- ・日本の画像利用許可取得に関連する法律と米国との処理の違いに不案内である。
- ・文化の違いによる日本の仕事の進め方に不案内である。
- ・言葉の問題 — 効果的な日本語の申請書を用意することができない。または画像権利所有者が英語を読解することができない。
- ・日米間のプロセスの違いを日本の画像権利所有者または北米の出版社に理解してもらうことが難しい。
- ・料金の支払方法が円建ての銀行振り込みだけしか使えず、クレジットカードが使えない（海外からの支払いが難しい）。
- ・画像利用許可の申請から取得までのプロセスに時間がかかる。
- ・画像使用料金が安い。
- ・書類ではなく、口頭でしか画像利用を承諾してもらえない。
- ・ある権利所有者は、個人にではなく組織（団体）にしか画像利用を許可しない。
- ・日本に代理人が必要である。
- ・申請書に対して返事がこない。
- ・北米の研究・学術出版の画像利用事情を日本の画像権利所有者に説明することが難しい — 北米では営利を目的としない研究出版・自費研究出版に対しては、しばしば画像使用料金を下げることがある。

5 まとめ

本アンケートの回答者数は北米の日本研究者総数の1割に満たない。しかし積極的にアンケートに答えた120名の研究者・図書館員の回答から、この調査に参加しなかった日本研究者の画像利用、許諾申請の問題点に関する意見と傾向も大筋で同様と推測される。この調査で、海外日本研究者の大多数が「日本発の画像を授業や出版に活用している」「法律的にも儀礼的にも正しい権利処理を行い、

日本の画像を日本研究、教育のために活用したいと考えている」、しかし「日米間の学術出版の認識、ビジネス慣習の違いから利用許諾を受けるまでに非常な困難さを感じている」、さらに「適切で迅速な日本画像許諾申請システムの確立を望んでいる」ことが明確になった。

こうした海外での日本画像利用の実情を踏まえ、NCC は今後、課題解決のために努力していくことにしている。日本の関係者・関係機関が海外における日本画像利用の重要性を理解され、円滑な利用手順の進捗のために一緒に取り組んで下さるようお願いしたい。